**平成２２年（フ）第３６号**
栃木県小山市城北４丁目15番地６
債務者　柴野　憲司
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第２０３号**
川崎市麻生区百合丘３丁目27番地８宇井ハイム102
債務者　辰巳千香子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１８８号**
静岡市葵区瀬名川２丁目16番46―306号
債務者　寺田　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２０１号**
横浜市南区山王町３丁目23番２号　エンゼルハイム吉野町205、住民票上の住所奈良県天理市前栽町314番地11
債務者　岡田はるえ
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４号**
島根県益田市久城町474番地11
債務者　伊藤　　登
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

**平成２２年（フ）第４７号**
栃木県小山市大字出井1778番地９
債務者　横山　広樹
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第４８号**
栃木県小山市大字出井1778番地９
債務者　横山　千春（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第２３号**
島根県出雲市古志町198番地１
債務者　小村　定男
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第２４号**
島根県出雲市古志町198番地１
債務者　小村　　明
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第３１号**
島根県出雲市小山町571番地１　第１吾郷ビル307、前住所島根県出雲市小山町574番地８第６吾郷ビル265
債務者　槇野　裕紀
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

## 免責許可決定

**平成２２年（フ）第６３１号**
東京都新宿区戸山２丁目21―504
破産者　須加　良司
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３６号**
埼玉県加須市南町７―46―Ｃ
破産者　田澤　英司
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３８号**
東京都練馬区石神井町６丁目１―25―201
破産者　石岡亜雅紗
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６５９号**
神奈川県藤沢市稲荷１丁目10―９
破産者　井上　晃一
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６９２号**
東京都江戸川区平井３丁目11―２　ジェイアール東日本フードビジネス株式会社平井寮
破産者　外山　幹夫
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７０３号**
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根93―９―103
破産者　川口　　清
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７０４号**
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根93―９―103
破産者　川口　文子
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７７８号**
東京都杉並区荻窪４―21―18―302
破産者　高山　佳子（旧姓牧村）
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７７９号**
東京都足立区保木間２丁目２―１―701
破産者　白田　弘幸
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部